

福岡県医師会第1498号（保）  
平成16年11月19日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 竹嶋 康弘



特別養護老人ホーム等講習会資料について

11月9日に福岡県医師会において開催いたしました標記講習会資料をご参考までに1部送付いたします。

---

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

## 「特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについて」

(平成16年3月19日厚生労働省通知)  
(最終改正:平成16年3月30日付通知)

### 1 基本的考え方

- (1) 特別養護老人ホーム等の嘱託医(配置医師)は、保険医療機関の医師としてではなく、施設長の管理のもとに一施設職員として、入所者の健康管理(診療を含む)をその職務とすることとなっている。
- (2) 施設に設備された医務室は、医療法上の診療所であるため、医務室での診療又は薬剤、器具等の管理責任は嘱託医に帰することとなる。
- (3) 医務室の設備及び用意すべき医薬品、衛生材料、医療器具等については、施設側と十分協議した上、整備すること。
- (4) 特別養護老人ホーム等の嘱託医の業務については、施設側と契約をし、報酬が支払われることとなっているので、原則として嘱託医の所属する保険医療機関からの特別養護老人ホーム等の入所者に係る診療報酬請求はできない。

嘱託契約が施設と保険医療機関間となっている場合は、当該保険医療機関の医師すべてが嘱託医として位置付けられる。

また、複数の医師が配置されている保険医療機関であって、嘱託契約が施設と保険医療機関の特定の個人となっている場合は、施設入所者の心身状況を把握している当該嘱託医が継続して診療を行うことが望ましいものであること。

この場合、その他の医師は保険医として、施設入所者に対し算定できない項目の制約を受けることとなる。

### 2 上記通知の内容について(概要)

#### (1) 通知の1

保険医である嘱託医(配置医師)が嘱託契約を締結している施設の入所者に対して診療した場合に算定不可となる診療報酬項目について(特別の必要があつて行う診療を除く。)

・(老人)初診料、(老人)再診料、(老人)外来診療料、小児科外来診療料、往診料

#### (2) 通知の2

保険医である嘱託医(配置医師)が施設に入所している患者に対して行った診療について算定不可となる診療報酬項目について(施設毎に区分)

(例)特別養護老人ホームの嘱託医(配置医師)の場合

・老人慢性疾患生活指導料

#### (3) 通知の3

配置医師以外の医師の診療について

嘱託医(配置医師)でない保険医は、緊急の場合又は患者の傷病が嘱託医(配置医師)の専門外であるため、特に診療を必要とする場合を除き、みだりにそれぞれの施設に入所している患者に対して診療を行ってはならない。

#### (4) 通知の4

施設に入所している患者について、嘱託医を含めすべての保険医が算定できない診療報酬項目について

『在宅患者訪問診療料』等在宅の患者を訪問して行う指導管理・在宅医療の部の診療報酬の一部については、施設入所者に関しては、介護報酬、支援費及び措置費のうちに医師の人件費として評価されていること、また医師、看護師が配置されている施設は在宅とは言えないため、外部医師を含めてすべての保険医は算定ができない。

(5) 通知の6

レセプト（施）表示の規定

保険医（嘱託医を含む）が施設に赴いて入所者に対して診療した場合は、レセプトの「特記事項」欄に（施）の表示をする。

### 3 診療報酬請求書等の記載について

診療報酬請求書等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発82号通知）（最終改正：平成16年3月30日付通知）を参照のこと。

- ・ 保険医が特別養護老人ホーム等に入所中の患者について診療報酬を算定した場合は、「特記事項」欄に（施）と表示すること。
- ・ 配置医師が特別養護老人ホーム等に入所中の患者について診療報酬を算定した場合は、「摘要」欄に（配）と表示し、回数を記載すること。

## 4 厚労省通知に係る特別養護老人ホーム等入所者の保険診療の留意事項について

### A 嘱託医が特別養護老人ホームに赴いた場合の診療について

| 保険請求はできるか                                                                                  | 関連項目                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| （老人）初診料・（老人）再診料・（老人）外来診療料・小児科外来診療料・往診料は、特別の場合を除き、算定できない。<br>その他通知中に掲げる診療報酬項目についても、算定不可である。 | H16.3.19 付厚生労働省通知<br>1, 2, 4, 5による。 |

注1 特別養護老人ホームに常備する薬剤等は嘱託医の意見を参考にして購入することとなっている。常備する薬剤等以外を必要とした場合において、嘱託医が所属する医療機関の薬剤等を使用した場合は保険請求（薬剤料＋調剤料＋処方料、院外処方の場合は処方せん料。）ができる。

また、『（老人）薬剤情報提供料』については、算定は可。

注2 嘱託医が、特別養護老人ホームに赴いた場合の保険診療実日数の取扱いについては、実日数は1日として計上する。

### B 保険医が緊急に行った場合の診療について

|          |                                        |                                     |
|----------|----------------------------------------|-------------------------------------|
| 嘱託医の場合   | 特別の必要があれば、通知2, 4に掲げる項目を除き、診療報酬の算定はできる。 | H16.3.19 付厚生労働省通知<br>1, 2, 4, 5による。 |
| 嘱託医以外の場合 | 通知4に掲げる項目を除き、診療報酬の算定はできる。              | H16.3.19 付厚生労働省通知<br>1, 2, 4, 5による。 |

注1 配置医師でない保険医が特別養護老人ホーム等へ施設側の要請を受け、緊急に往診を行った場合、通知4に掲げる項目を除く診療報酬については、請求が可能である。

嘱託医（配置医師）の場合は、特別の必要があつて行った診療については、（老人）初診料、（老人）再診料、（老人）外来診療料、小児科外来診療料、往診料の請求は可能である。

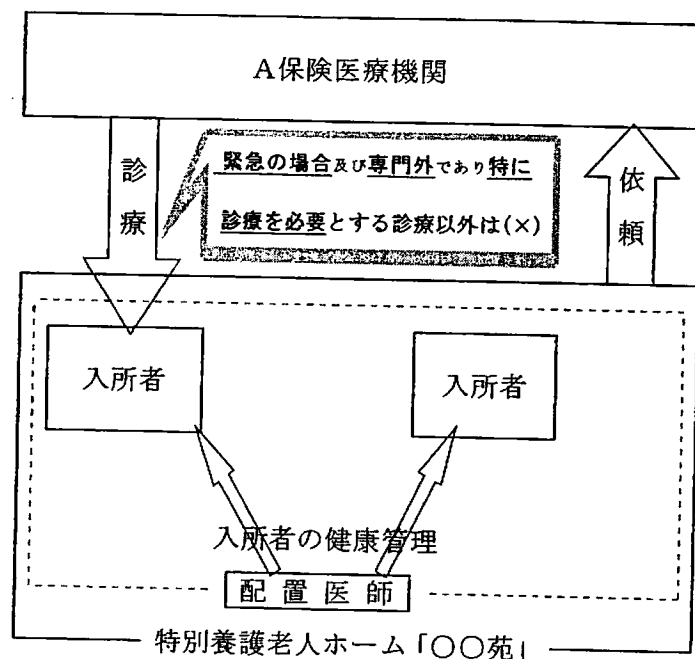
## 近年の会計検査院実地検査において指摘された事例

特別養護老人ホーム〇〇苑の入所者に対して、配置医師契約をしていないA保険医療機関の保険医が定期的に診療しているとして指摘を受けました。

### 【事例】

A保険医療機関は、入所以前より診療していた入所者を配置医師の専門の診療科目ではあるが、入所後も引続き診療してほしいと施設側から依頼があったので引き受けた。

《図》



入所者の健康管理については配置医師が行うこととされており、配置医師以外の保険医が入所者への診療を行う場合は、特別養護老人ホーム等における療養の給付（医療）の取扱いについての通知3により「緊急の場合又は患者の傷病が当該配置医師の専門外にわたるものであるため、特に診療を必要とする場合を除き、それぞれの施設に入所している患者についてはみだりに診療を行ってはならない。」とされています。

本事例については、予め依頼があって診療を行っていることから緊急の場合には該当せず、患者の傷病が配置医師の専門とするものであったため、特に診療を必要とする場合にも該当しないと判断され、通知3に規定されている「みだりに診療」をしているものとして、会計検査院の指摘により保険医療機関に返還が生じました。

施設においては、入所者の健康管理は配置医師が行うことを入所時に十分説明していただく必要があります。